**平成２６年（フ）第１３１８号**
札幌市中央区南22条西９丁目１番32―602号
債務者　木下　隆司
1　決定年月日時　平成26年10月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２６年（フ）第１３３１号**
札幌市東区伏古４条２丁目４番５―201号
債務者　山田　由美
1　決定年月日時　平成26年10月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２６年（フ）第１３４０号**
札幌市白石区本通10丁目南10番２号　ハイツ橋場８号
債務者　赤坂　住惠（旧姓鈴木）
1　決定年月日時　平成26年10月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２６年（フ）第１３７３号**
札幌市清田区清田７条１丁目７番15号
債務者　田山　　智
1　決定年月日時　平成26年10月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２６年（フ）第１３７４号**
札幌市清田区清田７条１丁目７番15号
債務者　田山　早苗
1　決定年月日時　平成26年10月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２６年（フ）第１３９６号**
札幌市中央区南９条西６丁目１―５―601号、住民票上の住所札幌市中央区南９条西４丁目３番15―1203号
債務者　田中　茂明
1　決定年月日時　平成26年10月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２６年（フ）第１４６３号**
札幌市東区北37条東27丁目６番18号　エクセルハイツ201号
債務者　矢野　義晴
1　決定年月日時　平成26年10月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２６年（フ）第４１７号**
埼玉県富士見市ふじみ野西３丁目８番地１　コスモふじみ野パークフォルム502
債務者　江口　麻美
1　決定年月日時　平成26年10月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月５日まで
さいたま地方裁判所川越支部

**平成２６年（フ）第４５６号**
埼玉県川越市仙波町３丁目30番地11
債務者　原　　早苗
1　決定年月日時　平成26年10月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月５日まで
さいたま地方裁判所川越支部

**平成２６年（フ）第４８８号**
埼玉県所沢市東所沢２丁目16番地の６　ダイカンプラザ東所沢102
債務者　今井　幸雄
1　決定年月日時　平成26年10月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月５日まで
さいたま地方裁判所川越支部

**平成２６年（フ）第７３号**
新潟県上越市吉川区小苗代1030番地の２
債務者　大滝いずみ
1　決定年月日時　平成26年10月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月５日まで
新潟地方裁判所高田支部

**平成２６年（フ）第２２８号**
愛知県江南市野白町野白166番地　野白ガーデンハイツ103号
債務者　瀧本　一人
1　決定年月日時　平成26年10月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月５日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

**平成２６年（フ）第２３４号**
愛知県一宮市浅野字西大土102番地　たまきマンション103号
債務者　森　　陽一
1　決定年月日時　平成26年10月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月５日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

**平成２６年（フ）第２５２号**
愛知県一宮市今伊勢町宮後壱丁野31―１　グリーンハイツ今伊勢202、住民票上の住所愛知県一宮市今伊勢町馬寄字舟入１番地１　コープ野村Ｃ―1104号
債務者　大島順子こと　ＣＨＵＮＧ　ＨＡＥ　ＳＯＯＮ　鄭海順
1　決定年月日時　平成26年10月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月５日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

**平成２６年（フ）第２９３号**
堺市南区深阪南194番地　サウスヒル泉ヶ丘503号、前住所堺市中区深阪1801番地　スプルース泉ヶ丘203号
債務者　日髙　勝則
1　決定年月日時　平成26年10月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月５日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２６年（フ）第２９４号**
堺市南区深阪南194番地　サウスヒル泉ヶ丘503号、前住所堺市中区深阪1801番地　スプルース泉ヶ丘203号
債務者　日髙　美幸
1　決定年月日時　平成26年10月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月５日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２６年（フ）第４１８号**
堺市西区鳳西町１丁76番地12　ハイツ鳳105号
債務者　藤本　克己
1　決定年月日時　平成26年10月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月５日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係